

単位修得が可能な学習形態の 多様化と生涯学習

山 本 慶 裕
(国立教育研究所)

本稿は、単位認定、単位互換、既修得単位の認定など近年大きな変化を示しつつある学術単位の取得制度に焦点をあて、その変化の現状を踏まえながら、生涯学習制度の中での単位制度のもつ意義と課題について考察しようとするものである。最初に単位そのものについての考察からはじめ、それが生涯学習システムにおいてもつ意味を考察し、単位制度の変容の現状を踏まえ、最後にその変容における課題について、アメリカのポートフォリオシステムとの比較や職業資格と学術資格制度の中での単位修得の果たす役割を考察していくことにしたい。

1. 単位の意義

(1) 単位とは

ところで教育課程において「単位」という用語を用いる場合、それは英語の「credit」もしくは「unit」を示す言葉である。というよりもむしろ、欧米での高等教育制度をとり入れる過程で単位制度が導入されたことを考えれば、単位を意味する欧米語があって後、単位という語があてられたと考えられる。ここでいう単位とは、単なる計算単位を指すのではなく、「credit」（信用）という語の意味するとおりに、「学習者が特定の学習課題を遂行したことの証明として与えられる成績」のことを意味する。しかも、その単位は、高等教育機関の「学位認定」（*accreditation*）すなわち、「高等教育機関による学問的水準の認知と認可」との関係が不可分である。この場合、大学卒業のための要件として単位が必要となるだけでなく、大学の入学のための要件としても、高等学校の単位制度が存在している。

学位そのものや単位制度がいつごろから成立したかを考察することは本論の課題ではないが、大学の学位授与認定権は大学の歴史とともに古く、すでに13世紀のパリ大学における教授と学生の紛争の歴史の中でも、授業の学位授与権が大学教授の生命線となっていた。その大学の準備課程として、不可欠の教科の修得と

いう視点から単位取得制度を捉えれば、古くは7自由科が講じられていた頃にまで遡ることになってしまう。

むしろここでは、単位がもつ2つの機能、すなわち、「credit」と「unit」の機能に着目したい。前者は、学問的水準の信用性を象徴する機能であり、後者は学問的な体系性を象徴する機能である。

(2) 単位の信用性

宮地は、単位認定制度の信用性という点について次のような明確な説明を行っている。

「単位制度は、またクレジット制度とも呼ばれる。それは単位がただ週4時間の1年という形式的な分量を意味するだけではなく、学習した内容・水準の信用度（credit）を表すものだと考えられているからである。所定の時間、授業に出席したというだけでは単位は取得できない。その教科目にかかわる一定の水準を身につけたものにだけ単位が与えられる。単位は本人の能力を客観的に証明するものである。教科目ごとに、その内容は異なるが、その単位のもつ価値や社会的な効用は等しくなければならない。だから、もし学力が不十分なものにも、安易に単位を乱発すれば、その学校の社会的な信用は失墜する。単位はクレジットであるという考え方は、それぞれの教科目の価値を高めた総体としての卒業証書だけが価値をもつものでなく、それぞれの教科目もまた、それぞれ独自の価値をもち、社会的効用をもつ。」（宮地、1984、81頁）

学位が「個別な単位の総合体」であり、「一定水準の学問修了」の認可によって与えられる学術資格であるとすれば、個別の単位そのものは、学習者の取得した学問的な水準と学習量を示す教科目ごとの認可証明である。学位の乱発と同様、単位が安易に出される場合にも、学校の社会的信用は低下する。逆に慎重にしかも高度な学習を修了したもののみを認可し、発行されるような単位は、その教科の社会的信用の高度化につながる。つまり、「単位は、学習時間の量的基準と、学問的な水準のクリアという質的な基準の2つから構成され、各教科の社会的信用度を表す計算可能な記号」という性格をもっていると考えられる。

(3) 単位の示す学習の体系性

さらにもう一つの重要な機能が体系性である。それはunitという語の部品という意味に集約される。単位一つに、学習者の取得した学問的な水準と学習量を示す教科目ごとの認可証明の力があるとしても、学位としての認定がなされるためには、それが全体として要求される一定の量と質をもって初めて意味をなす。部

分と全体の関係がそこにある。

部分的な学習の累積、つまり学習時間の量と断片的な知識の累積によって、どのような体系を個人の中に形成していくか、その体系の形と体系化のための目標の選択を誰がすべきかという問題がそこにはある。たとえば、その学習計画が大学がまえもって構成するような、大学におけるカリキュラム論においても、その構成の方法については、エッセンシャルイズムとエクスペリメンタリズムの立場がある。前者は学問の専門性を重視し、それぞれの学問の枠組みと境界を明確にして学問の独自性を重視する立場である。大学における講座制のように一つの学問分野の専門的知識と専門家の養成を中心として、剛い構造のカリキュラムがとられる。一方後者は、問題中心のカリキュラム編成の方法であり、学問の枠組みや境界をとりはらって、むしろ学習者の問題中心に必要な知識構成がとられる。柔軟な構造のカリキュラムであり、学習者の自主性が尊重されるようにみえるが、学習者自身の学習管理能力の有無により、総合的な学習の成果には大きな個人差が生じることになってしまう。

知識構造の変動が激しく、時代や社会の変化に対応した学習として「生涯学習」をとらえるとすれば、柔軟な枠組みである経験主義的なカリキュラム構造こそ生涯学習に適するという結論になる。しかし、そのためには「這いまわる経験主義」の危険性を克服する教育装置が学習者のために用意される必要があり、学習目標選択のための深い問題意識や学習技術、自己評価能力、人生設計能力を含めた学習者自身の学習管理能力を等しく形成しておく必要がある。大学における設置基準の改正に伴い、大学各自のカリキュラムの構成の自由が広がり、学習者の自発性の原則にたって、学生の実選択の幅が広げられる方向に制度改革がすすめられている。成人教育機関や大学でのカリキュラム選択の自由が広がり、多様な単位の取得の可能性があるととしても、それは、学習の早期段階における自己教育能力の形成が前提となっている。その形成が不完全なことが予想される場合には、進路指導やカリキュラム選択のための指導・助言者は、生徒、学生、成人学習者のいずれにとっても不可欠の存在となる。

(4) 単位修得の教育的意義

以上のような意味をもつ単位取得を目的とした学習の教育的意義として、資格取得の場合と同様、次のような点があげられる。

①学習の動機づけ、②学習目標の明確化、③学習過程の明確化、④知識と技能の統合、⑤学習成果の明確化、⑥自尊心の形成

個々の点についての説明は別稿で述べた。(拙稿「生涯学習時代における資格」、1994)このような効果をもつ単位取得のための学習機会は近年次第に増加

の様子をみせている。

2. 単位認定の多様化の現状と動向

(1) 学校の正規単位としての認定

① 大学等における単位認定

ア. 技能審査及び専修学校専門課程での学習成果に係る単位認定

平成3年7月の大学設置基準の改正後、英語検定などの技能審査に合格した場合や専修学校専門課程で学習した場合など、大学以外の場における学習成果について、各大学が教育上有益と判断した場合は、当該大学の単位として認定できることとなった。その単位認定の範囲は、大学で30単位以内、短大で23単位以内、高等専門学校で15単位以内となっている。

たとえば、技能審査の合格を単位認定している大学の例として、お茶の水女子大学をとりあげると、実用英語検定を入学前に1級合格していると、基礎英語もしくは総合英語で8単位、準1級の場合4単位に振り替えられる。専修学校専門課程の場合は、たとえば、専門学校での修得した単位を大学上の妥当な課程の履修とみなして、単位として認定する。実施にあたっては、大学と専門学校の間で協定を締結している。

イ. 大学公開講座の単位認定

大学設置基準の改正によって設置された「科目等履修生」制度の創設によって、大学公開講座修了者にも単位認定が行えるようになった。これは、科目等履修生制度が、大学学部、短期大学、高等専門学校で開設されている一部をパートタイムで履修できる点に着目し、次のような方法によって正規の単位認定が得られるというものである。第1は、公開講座のうち、当該大学が正規の単位認定にふさわしい水準にあると認めるものを「公開講座でもあり、同時に正規の授業科目であるものとする」。第2は、このような公開講座の受講者のうち、正規の単位認定を希望するものを「科目等履修生」とする。これは、教育委員会等と大学が共催するような公開講座であってもその講座の修了を大学が正規の授業と認定するならば、科目等履修生の制度を利用することによって単位修得が可能になるという考え方である。

ウ. 学位授与機構

学位授与機構の目的は、学校教育法の規定に従い学士、修士、博士の学位を授与すること、学位授与を行うために必要な学習成果の評価に関する調査研究を行

うこと、大学における各種の学習機会に関する情報収集、整理及び提供を行うこととなっている。実際の業務としては、短大・高等専門学校卒業者が、大学や学位授与機構の認定する短期大学高等専門学校の選考科で一定の学修を行った場合の学士の学位授与や、学位授与機構の認定する教育施設の課程の修了者に対する学士、修士、博士の学位の授与を行っている。平成6年4月現在で、学位授与者は2,677人、修士が156人、博士が36人で総計2,869人の学位を認定している。

② 技能審査及び専修学校での学修成果に係る高校における単位認定

学校教育法施行規則等の改正（平成5年3月）により、平成5年度より技能審査に合格した場合や専修学校の高等課程で学習した場合など、高校以外の場における学習成果についても、校長の判断により、単位として認定することが20単位まで可能となった。平成6年4月現在の文部省の調べでは、専修学校の単位認定の平成7年度もしくは8年度よりの導入の検討をはじめた都道府県が7県、今後の検討を予定しているものが30県となっている。また、技能審査については、平成6～7年度に導入予定の県が3県、7年度以降の導入を検討中というものが6県、今後の導入の検討を予定しているものが32県となっている。

(2) 市町村における生涯学習単位としての認定

国立教育研究所生涯学習研究部、生涯学習開発・評価研究室では、市町村における生涯学習の成果の活用方法の実態についての調査研究を行った。調査は、平成6年2月に全国の市町村教育委員会のうち、半数の市町村を対象として行い、1,056件の回答を得た。質問は、「貴教育委員会が平成5年度に主催・共催した集会・行事、学級・講座、指導者研修事業で、学習者に展示・発表の機会を提供した事業や、修了証・認定証の交付、単位の認定、免状・資格の付与などを行った学級・講座事業、研修事業についてお答えください。」とし、集会・行事、学級・講座、指導者研修事業、展示・発表会とボランティアを中心に学習成果の活用の機会を尋ねた⁽¹⁾。

その結果では、学習成果の活用の場として集会や行事が用いられているケースが極めて多い。「学習成果の発表の場としての文化祭やフェスティバル」の実施率は9割弱を占めて、「施設などの場を利用した展示会・発表会」が6割弱、「作品募集、競技会、品評会などのコンテスト」が4割強と続く。これに対し、「実技・筆記試験による単位・級・段位などの試験」は1割も占めていない。

この集会・行事の具体的な事業名をみると、その事業内容は、①成果発表のための作品展・展示発表会、②成果発表のための舞台発表会、③鑑賞会・展示会、④啓蒙・学習のための集会・講演会、⑤祭りやフェスティバルなどが主なものと

なっている。

さらに、こうした行事の中でコンテストやコンクールの種類をみると、①青少年対象のコンクール（読書感想文、青年の主張、発明等）、②作品展・コンクール（書道、絵画、写真、俳句等）、③スポーツ競技会・大会（マラソン、スキー、ゴルフ等）、④品評会（農産物品評会、収穫物コンクール等）、⑤標語募集（人権標語、シンボルマーク募集等）などがみられる。

また、試験の事例をみると、単位・級・段位などをとるための試験が多くみられ、その内容は、①スポーツ、②珠算検定、③ワープロ検定、④日本語文書処理技能検定、⑤英語検定、⑥視聴覚機器取扱講習、⑦手話、⑧検定・縄跳び検定、⑨アマチュア無線などの他、いろいろな試験科目がある。その単位や級、段位などは必ずしも国や専門団体認定のものに限らず、市町村自身が認定の主体になっている例もある。この試験については、短期的な集会行事として行われたものだけでなく、地域によっては、研修のための学級・講座の内容として継続的に行われ、その結果として認定しているものもある。

修了証や単位認定を行った学級・講座をみると、「修了証や認定証を交付した学級・講座」を開設している地域は6割以上に及んでいる。他方、「単位を認定した学級・講座」や「免状や資格を付与した学級・講座」などはまだまだ数少なく、5%から7%を占めるにすぎない。

また、修了証や単位認定を伴う指導者研修の実施率をみると、「修了証や認定証を交付した研修会」の実施率は一割強、「単位を認定した研修会」や「免状や資格を付与した研修会」はさらに少なく、2%から3%ときわめてわずかな事例となっている。特に単位を授与した市町村の事業プログラムの例は、表1、表2に示した。

(3) 実験的モデルとしての県民大学システム

都道府県レベルでは、「学校外の組織的な学習活動の体系化」の試みとして、「県民カレッジ」方式が提案されている。これは、従来の大学公開講座の教育委員会と大学の提携による「2枚看板方式」である点に着目し、さらに県教育委員会や知事部局、市町村、民間営利団体など多くの主体によって提供されている県民対象（市町村民も含め）の講座について「県民カレッジの講座」と位置付けることにより、「3枚看板」を掲げて、「県民カレッジ」受講生に対しても大学の正規の単位を授与する可能性を示したものである。（岡本，1994）

(4) アメリカにおける単位認定制度の動向

外国における生涯学習の単位認定制度の代表的な事例として、学術的な単位以

外の単位認定を行っている大学公開講座や、単位を総合的に累積していく試みとしての経験学習の事例、そして試験による単位認定の事例など新たな単位認定制度の実験を試みるアメリカの動向は以下のとおりであり、そこでは日本にみられない単位認定の工夫がみられる。

① 大学公開講座

アメリカにおける大学公開講座には学位につながる単位を認定する講座と、単位を認定しない講座の2形態がある。単位を認定する講座は、1セメスター、1クォーターと称する学期を区切りとして開かれることが多く、正規の学生を対象とする講座と大きな差異はなく、学位取得のための単位として計上される。この種の講座は少数であり、連邦教育局は1985年、今後の大学では学位・単位取得を目的とする講座よりも、単位を認定しない講座が成長する傾向が強いとの報告を発表した。

学術的な単位を認定しない講座は、専門的な職業能力開発を目的とした内容と、個人的な教養・レクリエーションを目的とした内容に大別される。これらの講座はワークショップ、短期コース、通信教育などの形態をとる。専門的内容の講座は、会計士、法律家、看護婦、教員などを対象とする。各職業団体は、資格保有者に大学等で行われる継続教育の一定時間の受講を資格継続の要件としている。しかも最近、学位につながる単位を認定しない講座でも一定の基準・水準が求められ、「継続教育単位審議会」が「継続教育単位」(the continuing education unit, CEU)を考案している。1CEUは「能力ある教員によって指導され、確かなスポンサーにより実施される組織的な継続教育の講座に10時間参加すること」が基準となっている。(犬塚, 1993)

大学公開講座の評価方法が単位を認定するかないかの二つの方向に分かれている状況は、単位認定をすべての講座にわたって行うかどうかという二者択一の問題であるよりその講座内容によって判断する必要のあることを示している。

② 経験学習の単位認定制度の発達

金子忠史(1993, 1995)によれば、1971年発足の「非伝統的な学習に関する委員会」の勧告を受け、74年「経験学習協同評価法人」が、連邦の援助とカーネギー財団の下に140校の大学の協力参加を得て独立の非営利的な法人として結成された。その後、この法人はその名称を「成人及び経験学習協議会」(the Council for Adult and Experiential Learning, CAEL)と改め、シカゴの本部を中心に、東海岸(フィラデルフィア)、中西部及び西部(デンバー)に協同事業センター網を設け、カナダやイギリスなどの外国の諸機関とも協力する国際的

機関として活動している。CAELの事業には、全国的な事業としてのProject LEARN（コンピュータによる成人のための生涯学習のガイダンスプログラムの開発）、労働者の再教育を目的とし、企業、産業、労働組合、政府官庁及び中等後教育諸機関との協同連携で行うJoint Venturesと呼ばれる事業があるが、主たる活動は経験学習の学術的な認定方法の開発である。

CAELにおける経験学習の評価方法は、「成人のすべての経験が直ちに学術的な学習として評価されるのではなく、経験が学術的なものとして認定されるとき始めて単位（credit）として授与される」事をその基本的前提としている。評価方法の開発が開始された当初からの研究内容の重点は「対人関係技能の評価」、「支持者のつかない学習を評価する際のポートフォリオ（経験と学習を証明する総合的な書類のファイル）の利用」、「勤労経験の学習成果の評価」、「学習成果を評価する専門家の養成と研修」などに置かれ、学習や勤労の「経験」が学術的な学習として評価される基準を開発し、「経験」が理論と実的な応用との適切な均衡を保つことを求めてきた。こうした研究開発の成果は各大学の単位認定に生かされ、CAELと連携した全米約300の大学のうちでも、学習者の申請に基づき「経験学習」をポートフォリオによって評価し、それにふさわしい単位を授与する大学が半数弱に達している。

ここで注目すべき点は、経験単位がすべてポートフォリオとしてポータブルな形で書式化されている点であり、生涯学習において単位が累積されていく際には、このような長期にわたる学習の継続的記録書式が不可欠と考えられる。「ポートフォリオ評価」とは、「学生によってカレッジに提示され、学外の学習に対する単位認定あるいは承認を要求する公式の文書によるコミュニケーション」を意味し、「1.以前に行った学習内容と能力証明、2.関連づけのための説明文、3.証拠書類、4.特定の学科目において何単位を要求するかを示す請求書」から構成されている。

③ 試験による単位認定制度

試験による単位認定制度は、伝統的な教育機関に一定期間在籍して一定時間の教育課程を受けるという従来の単位概念の前提を変えるものである。成人の学習経験、勤労体験及び過去の学習成果を試験によって学術的単位として認定するので、成人の高等教育機会の拡大に貢献してきた。全米では現在いくつかの学外試験機関が存在する。いずれも、ハイスクール・レベルとカレッジ・レベルのテストを行い、卒業や単位の認定を実施している。例えば、全米の高等教育団体の総合的、非営利的な民間機関American Council of Education（ACE）の一部局である成人学習・教育資格センター（Center for Adult Learning and Educa-

tional Credentials, C A L E C) は、一般成人の経験学習に対して試験による単位・学位の認定基準及び指針を制定しそのガイドを毎年刊行、全米の試験機関の評価と公表及び公認を行っている。さらに、A C E は、前述の C A E L の母体の教育テスト事業団 (E T S) 及び大学入試協議会 (C E E B) と協力し、カレッジ・レベル試験プログラム (C L E P)、すなわち、英作文、人文科学、数学、社会科・歴史及び自然科学の 5 領域に互る一般試験と 30 科目に互る学科目試験を実施し、それぞれ基準得点をとった受験者には、単位を授与している。1967 年以来、二百万人以上の人々がこの試験を利用し、二千校以上の大学が、C L E P 試験で取得した単位を大学の単位として認めている。(池田、1993)

3. 単位修得の多様化がもたらす課題

(1) 大学以外の認定主体の登場

以上の事例は、単位すなわち学術単位(学位を構成する単位)としての認識の前提、単位を発行する主体は大学かもしくは大学の準備教育機関としての高等学校であるという前提が次第に崩壊しつつあることを示している。

確かに大学による学術的な単位の認定は、法的に規定された専門的で高度な権威であり、学問の専門化が進むほどにその研究活動と専門家の育成という役割はさらに重要になると考えられる。医学や法学の場合のように学位の取得が即職業資格の取得と結び付くような古典的な事例に加え、大学における多様な学位課程の創出は職業構造の専門化と密接に結び付いてきた。しかし、職業構造の専門化とそれに伴う学位の多様化は、さらに専門的な学科を生み、単位を必要とするようになってきた。

その結果、学位の認定は、個別の大学だけでなく、いっそう普遍的で全国的な標準を備えた機構によって行われるようになってきた。たとえば、アメリカのように全国的な学術団体や学術資格認定機構が生まれ、ヨーロッパでも E U を中心とした共通の学位授与機構が形成されつつある。日本においても「学位授与機構」のような特別な組織によって行われるようになると、大学だけが学術的な単位認定権をもつことの意味が薄れていく。もしその変化に意味があるとすれば、中央ではなく、各地域において行えること、また特定の学科については、特定の大学だけがその学位を発行できるという特色に求められることとなる。

(2) 単位の発行と認定の分化

実際、生涯学習活動の目的が職業資格の取得よりは、専門的で継続的な学習を行うこと自体にあるとすれば、その成果の社会的認定機関は必ずしも大学である

74 特集 大学改革と生涯学習

必要はない。しかも生涯学習活動の中では、単位を発行する主体と、単位の価値を認定する主体が必ずしも同じではない。特定の学習機関で継続して行われるわけではない以上、単位を発行する機関と認定する機関が同一のものという前提はまったくなくなる。この場合、単位互換制度の構築が重要な課題となる。(表3参照, 注(2))

(3) 単位認定の共通基準

そのために単位認定のいっそう共通した基準や水準作りが必要とされる。それが国内の教育機関だけではなく、今後国際的な学習活動が活発化するにしたい、国際的な基準作りが必要となると考えられる。

さらに、その場合すべての学習者が新たな学位を得るために学習を行うわけではない。その意味では、学位を発行するために単位を修得するというよりも、むしろ、どのような学習を行い、その学問的な水準をどのように社会的に認定していくかという点にこそ重点が置かれるようになる。単位発行の基準と方法(修業年限、授業時間数と学習時間数、試験などによる成績評価)、労働経験や学習暦を含めた新たな認定と基準と方法の開発が必要となるだけでなく、ポートフォリオ制度のような累積的な単位記録制度と単位流通制度をどう構築していくかが課題となる。

(4) 達成的学習モデルとしての単位修得

さらに、市町村における生涯学習の成果の評価方法についての研究成果やアメリカにおける継続学習単位の出現事例から明らかにされたことは、生涯学習の成果活用の研究においては次の2つの視野を取る必要があるという点である。生涯学習活動そのものが実は自分を認めてもらいたいという人間の基本的な評価への欲求から生じているが、その場合にも何かを達成することによって認められたいという達成的動機と、他者と親しくする事自体が目的である親和的動機がある。これが、生涯学習活動においても、目的の達成としてなんらかの評価や資格を得るために行われる達成的学習と、他者との交流を目的として行われる親和型学習とに活動それ自体が分化して現れる。評価の活用する方法においても、達成的な学習を社会的に評価し、活用するための評価プログラム(単位や教育資格・職業資格の認定、技術の認定、人材としての活用)と、社会的な評価よりは、他者との交流や自己表現の機会拡充を通じて自己実現が図れるような評価プログラム(コンサートなどの発表会や展示会、交流プログラム)の両方のシステムの開発を行っていく必要がある。その場合の評価主体は、学術的な単位認定主体に限らずいっそう広い評価主体が考えられる。(表4参照)

一般に学習の成果の評価方法という場合には、前者の場合のみがとりあげられるが、あまりに前者の達成型システムだけが構築されていくと、社会における競争主義が強調され多くの問題点が現れることになる。

また、ヨーロッパにおいて評価されている日本の生涯学習の特色の一つは、その学習が「楽しさ」を原理として行われている点であり、経済的には単なる消費活動のように考えられながら、実は教育や学習の楽しさをその活動の基本においているという点では、いっそう教育的に見て重視されるべき点である。この点で、第5回の成人教育会議においては、道具や権利としての学習だけでなく、「楽しみ」としての学習がテーマとしてとりあげられている。そこで、本研究室においても、特に、後者の評価システムについての、「楽しさ」を原理とした場合の評価システムをどう構築していくかが今後の重要な課題となろう。

(注)

- (1) 本調査の結果は、平成4年度から5年度の「生涯学習の成果の評価方法に関する実証的研究」（一般研究B，課題番号04451061）の成果の一部である。
- (2) 本論では、単位互換についてほとんどふれられなかったが、単位互換制度の数理モデルについては、浅井経子の「学習成果の評価」岡本包治編著『生涯学習プログラムの開発』（ぎょうせい，1992）をはじめとする一連の研究に詳しいので参照されたい。

【参考文献】

- ① 井門富二夫『市民の大学』東京大学出版会，1971
- ② 宮地誠哉『アメリカの中等教育』学事出版，1984
- ③ 山本恒夫他編著『生涯学習の設計』実務教育出版，1995
- ④ 岡本薫「学校外の学習活動の体系的・総合的推進」、『社会教育』，通巻576号，8－13頁，全日本社会教育連合会，1994
- ⑤ 金子忠史「オフ・キャンパスの高等教育の発展－経験学習と単位認定」現代アメリカ研究会編『生涯学習をめざすアメリカの挑戦』教育開発研究所，1993
- ⑥ 同「経験学習の単位認定」、『生涯学習：日本と世界』，川野辺敏編著，49－58頁，1995
- ⑦ 赤尾勝巳「アメリカー，生涯学習の歴史と特色」国立教育研究所生涯学習研究会編『生涯学習の研究（下）』MT出版，1993
- ⑧ 池田輝政「試験による大学単位の認定」現代アメリカ研究会編，前掲書
- ⑨ 拙稿「生涯学習時代における資格」、『社会教育』，通巻579号，6－8頁，

76 特集 大学改革と生涯学習

全日本社会教育連合会, 1994

- ⑩ 同「日本における経験学習の可能性について」金子忠史編著『経験学習の学術的な単位認定制度開発に関する基礎的研究－生涯学習化社会をめざして－』1994所収
- ⑪ 同「生涯学習に対応した教育装置－アメリカの大学の事例－」社会教育, 通巻575号, 22-24頁, 全日本社会教育連合会, 1994
- ⑫ 生涯学習開発・評価研究室『生涯学習の成果の評価方法に関する実証的研究』, 1994

表1 単位を授与している市町村の事業プログラムの例

特定科目の学級・講座	指導者研修会・研修講座
トランポリン教室	ジュニアリーダー養成
主婦のための体力づくり	子供会指導者研修
地域スポーツ講習会	子ども会世話人ノウハウ講座
のびのび少年教室	レクリエーション・インストラクター養成講座
英会話講座	スポーツ指導者養成講座
外国語入門講座	スポーツ指導者講習会兼登録認定講習会
手芸教室	スポーツレクリエーション研修会
公民館着付教室	B & G 2級育成士養成研修
良寛講座	障害者水泳指導者講習会
ふるさとゼミナール	人材育成セミナー
パソコン教室	高齢者指導者研修会
写真講座	高齢者レクリエーション指導者講座
歴史教室	
伊万里塾	
親子レクリエーション教室	
町民レク教室	

住民対象の総合大学・講座	特定住民対象の総合大学・講座
市民大学	長寿学園
中央成人大学	寿大学
楽習院大学	生涯学習専門講座
生涯学習大学	高齢者学級
町民大学講座	老人大学講座
村おこし大学	婦人大学
県民カレッジ教養講座	女性セミナー

表2 免状を与えた市町村の事業プログラムの例

水泳教室	簿記検定
スキーパッチテスト	習字クラブ
水上安全法講習	おし絵教室
ダイビング講座	大正琴教室
16ミリ映写操作技術講習会	手話講座
アマチュア無線技師養成課程	ペン字教室
ワープロ講座	珠算教室
パソコン	

表3 単位の授与と認定

単位授与の主体	単位認定の主体
高 校	大 学
大 学	企 業
大 学	職業団体
専 門 学 校	大 学
短大専門課程	大学（学位授与機構）
職 業 団 体	企 業

表4 社会的評価主体の広がり

家 族
知人・友人
近隣集団（町内会等）
グループ・サークル
市町村（首長、教育委員会、その他の部局）
広域地域（職場、学校等アソシエーション）
都道府県（知事、教育委員会、その他の部局）
国（文部省、通産省、厚生省等）
国際的な集団ネットワーク
国際機関